

筑紫野市地域公共交通会議委員等の報酬及び費用弁償に関する規程

平成27年10月2日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、筑紫野市地域公共交通会議規約(平成27年10月2日制定)第16条第2項の規定に基づき、筑紫野市地域公共交通会議の委員、臨時委員及び第8条の規定による委員以外の者(以下「委員等」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(謝金の額)

第2条 委員等の報酬は日額5,500円とする。ただし、次に掲げる委員等については、これを支給しないものとする。

- (1) 国、県、市及びその他団体の常勤職員
- (2) 前号に定めるもののほか、申し出のあった委員等

(費用弁償の額)

第3条 委員が会議等に出席したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。ただし、前条各号に規定する委員については、これを支給しないものとする。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、筑紫野市の例に準ずるものとする。

(その他)

第4条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年10月2日から施行する。

附 則

この規定は、令和5年3月27日から施行する。